

# 藤岡労働基準監督署からのお知らせ

(令和8年2月)



## 産業安全衛生祈願祭に参加しました



深澤様「県内経済の動向について」

鈴木安全部長「年頭の誓い」

令和8年1月20日に諏訪神社にて行われた藤岡労働基準協会の主催する産業安全衛生祈願祭に参加しました。労働災害の防止や労働者の健康を祈願し、管内事業場の安全、安心な職場環境となるよう神事が執り行われました。

また、新春講演会として群馬県産業政策課調整・DX推進係 深澤秀威様より「県内経済の動向について」と題して産業構造の変革を好機と捉え、群馬モデルによる未来産業を創造するために、群馬県が取り組んでいる様々な施策について講演を行っていただきました。

講演後の交流会では、鈴木安全部長より昨今の長時間労働やメンタルヘルス、熱中症対策等の情勢も交えて年頭の誓いが読み上げられました。

## 安全衛生教育促進運動が始まります！

標語「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

令和8年2月1日～令和8年4月30日を実施期間として安全衛生教育推進運動が始まります。平成25年度から、中央労働災害防止協会が主唱し、厚生労働省の後援のもと、業種別労働災害防止協会や都道府県労働基準協会等および全国的な安全衛生関係団体が一体となって展開している運動です。

近年では高年齢労働者や外国人労働者など労働者の多様化が進む中で、労働災害を防止するためにも安全衛生教育の重要性が高まっています。

各事業場において、安全衛生教育の重要性を改めて認識し、その積極的な実施を促すために教育・研修の対象者が増える年度初めに向け、計画的に準備を進めて着実に実施していただくようお願いいたします。



### 期間内の実施事項



年間の安全衛生教育実施計画の作成・実施

安全衛生教育の実施結果の記録・保存

教育実施責任者の選任

法定教育等の徹底 その他、、、

令和8年4月1日～高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理その他の必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となります。ガイドラインを用いて教育等を実施していただき、労働災害防止に努めてください。





## 2月は 化学物質管理強調月間 です

令和7年度スローガン ~「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」~

### 化学物質強調月間とは

職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的として、毎年2月に化学物質管理強調月間を実施します。

この機会に職場で取り扱う化学物質の有害性を認識した上で、化学物質の自律的管理を進めていきましょう。

### 取り扱う化学物質を総点検しましょう

#### 1 SDSを入手し、危険性、有害性を把握しましょう。



自社で「化学物質は使っていない！」と思っていても、スプレー缶等(洗浄剤等)に対象物質が含有されている可能性があります。

#### 2 取扱量、作業内容、作業環境、設備状況等を踏まえてリスク評価を行いましょう。



リスクアセスメントについては、厚生労働省の「CREATE-SIMPLE」等を活用しましょう。

#### 3 リスクの見積もり結果を踏まえたばく露防止対策を決定しましょう

ばく露対策の優先順位は

1 有害性の低い物質への変更→2設備の密閉化、換気装置の設置等→3作業手順の改善等→4個人用保護具の利用です。

#### ・ 化学物質管理者、保護具着用管理責任者を選任しましょう

化学物質を安全に取り扱うため、一般消費者用製品以外の化学物質を取り扱う事業場では、業種や規模にかかわらず、化学物質管理者を選任しましょう。

適切な保護具を選択し、保護具の使用状況の管理や保守管理を行うため、保護具着用管理責任者を選任しましょう。

### 改正労働安全衛生法説明会

全国13都市で説明会を開催します（オンライン併用）。

説明会では、行政職員による、個人事業者等に係る改正項目を中心に改正労働安全衛生法についての説明のほか、企業の安全衛生に関する課題や成功事例の共有を行う座談会を開催予定です。



厚生労働省HP  
「化学物質強調月間」



厚生労働省HP  
「改正労働安全衛生法説明会」

